

## (2) 介護サービス事業者の指導・育成の推進

### ① 介護職員、ケアマネジャー等資質向上事業

#### 現状

介護サービス利用者が安心して適切なサービスを利用できるよう、各施設・事業所の介護サービス従事者やケアマネジャー等の資質向上研修を実施しています。

特に、ケアマネジャーは介護サービス利用の相談窓口として重要な役割を担っており、介護サービスの利用者に適切なマネジメントを行うためには、ケアマネジャーの実践力や資質の向上を図ることが何よりも重要であることから、保健・医療・福祉の専門家による研修会等を開催しています。

今後は、身体機能や認知機能、介護する家族の状況等、多様な課題を抱えている高齢者の増加に対し、安心して生活が継続できるよう、関係機関と連携したより質の高い援助が求められています。

#### 【事業実績】

項目	平成30年度		令和元年度		令和2年度 (見込み)	
	開催回数	参加延人数	開催回数	参加延人数	開催回数	参加延人数
ケアマネジャー等研修会	3	113	3	117	3	120

#### 施策の方向

介護サービス事業者が、今後も質の高いサービスを提供できるよう、事業者連絡会等と連携して研修を実施し、地域全体のケア能力の向上に取り組みます。

また、ケアマネジャーが抱えている課題を把握し、地域ケア会議と連携しながら、必要な知識や技術等実践力の向上を目的とした研修会や情報提供を行い、インフォーマルサービス（公的制度に基づかない福祉的なサービス）も含めた保健・医療・福祉等関係機関との連携体制の構築支援に取り組みます。

#### 【令和5年度までの見込量】

項目	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	開催回数	参加延人数	開催回数	参加延人数	開催回数	参加延人数
ケアマネジャー等研修会	3	120	3	120	3	120

## ② 介護サービス事業者の指導・監査

### 現状

介護サービス利用者のより良いケアの実現や保険給付の適正化が図れるよう、地域密着型サービス事業所や居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所の指導・監督を実施しています。

令和元年に国において「実地指導の標準化・効率化等の運用指針」が示されたところであり、今後は同指針を踏まえて指導・監督を行う必要があります。

### 【事業実績】

	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度 (見込み)	
	実施回数	事業所数	実施回数	事業所数	実施回数	事業所数
集団指導	1	85	1	82	1	95
個別指導	18	18	22	22	16	16

※令和2年度の集団指導については、新型コロナ感染症対策のため、指導に関する資料を各事業所にメール配信やホームページで周知することで、指導を行った扱いとしている。

### 施策の方向

今後とも京都府と連携し、国による「実地指導の標準化・効率化等の運用指針」を踏まえた適切な指導と適正な監査に取り組みます。

### 【令和 5 年度までの見込量】

	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
	実施回数	事業所数	実施回数	事業所数	実施回数	事業所数
集団指導	1	99	1	101	1	101
個別指導	24	24	26	26	29	29

## (3) 介護サービスが利用しやすい仕組みづくり

### ① 介護サービス事業者等の情報提供の充実

### 現状

介護保険制度によるサービス内容やサービス提供事業者の情報等を広く周知することを目的に「介護サービスガイド」を作成し、窓口での配布や介護・医療関係機関への配布、ホームページへの掲載を行っています。

また、地域包括支援センターにおいても、介護サービスの利用や日常生活における不安などの相談を気軽にできる体制となっています。

しかし、介護に関する制度は年々多様化・複雑化しており、利用者にとって適切なサービスの選択ができるよう、わかりやすい情報提供が求められています。

### 施策の方向

介護サービス利用者が、適切なサービスを選択することができるよう、地域包括支援センターと連携を密にするとともに、「介護サービスガイド」やパンフレット類などで、よりわかりやすい情報提供に取り組んでいきます。

## ② 介護サービス相談員訪問事業

### 現状

介護サービス利用者の不安・不満・疑問などを、利用者の立場からきめ細かに捉え、サービス事業者に橋渡しすることにより、介護サービスの質の向上を図ることを目的に、平成 12 年度から実施しています。

介護サービス相談員は、サービス事業所に月 1~2 回程度訪問して利用者の声をお聞きするとともに必要に応じて事業所へお伝えするほか、随時、事業所職員と意見交換を行っています。

なお、令和 2 年度においては、新型コロナウイルス感染症対策のため活動することができませんでした。

### 【事業実績】

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
訪問先事業所数	相談員数 (人)	14	14	14
	年間延訪問回数 (回)	423	381	
	年間延相談件数 (件)	2,219	2,002	
	通所介護 (箇所)	7	5	
	通所リハビリテーション (箇所)	4	4	
	短期入所 (箇所)	1	2	
	認知症対応型共同生活介護 (箇所)	5	6	
	特定施設入居者生活介護 (箇所)	1	1	
	小規模多機能型居宅介護 (箇所)	3	3	
	介護老人福祉施設 (箇所)	3	2	
	介護老人保健施設 (箇所)	2	4	
新型コロナ感染症対策のため、活動を休止。				

## 施策の方向

今後は、より多くのサービス事業所へ訪問できるよう、新規の介護サービス相談員を養成し、訪問体制を整えるとともに、現任の介護サービス相談員の資質の向上に取り組み、より効果的な介護サービス相談員事業を展開し、利用者の声を聞くことで、介護サービスの質の向上に努めます。

また、訪問活動にあたっては、感染症対策に細心の注意を払います。

## ③ 介護給付適正化事業

### 現状

今後、介護サービスの利用者が増加し、介護給付費の増加が見込まれる中で、介護保険制度への信頼を高め、持続可能なものとするために、介護を必要とする人を適切に認定し、利用者にとって適切なサービスが提供されるよう、介護給付の適正化に取り組む必要があります。

本市では、国の「介護給付適正化の計画策定に関する指針」に基づき、認定調査状況のチェック、ケアプランの点検、医療情報との突合・縦覧点検を実施しています。

### 【主な取組内容】

事業の項目	内 容
認定調査状況チェック	適切かつ公平な要介護認定の確保を図るため、居宅介護支援事業所等に委託している、要介護認定の区分変更申請や更新申請の認定調査内容について、点検・確認する。
ケアプランの点検	利用者が真に必要とするサービスを確保し、その状態に適合していないサービス提供を改善するため、ケアマネジャーが作成したケアプランの記載内容について、事業所に提出を求め、点検・指導する。
住宅改修の点検	利用者の状態にそぐわない不適切又は不要な住宅改修を排除するため、住宅改修の申請に係る工事前・竣工後の現地確認、利用者の状態確認、工事見積書の点検を実施する。
医療情報との突合・縦覧点検	・医療と介護の重複請求を排除するため、医療保険の入院情報等と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供サービスの整合性を点検する。 ・請求内容の適正化を図るため、利用者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況を確認し、提供サービスの整合性、算定回数や日数等を点検する。

### 【事業実績】

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
ケアプラン の点検 実施件数	計 画 (件)	150	150	150
	実 績 (件)	95	141	120
	達成率 (%)	63.3	94.0	80.0%

### 施策の方向

これまでの取組を継続し、点検体制を充実させ、利用者の自立支援に資する適切なサービスが提供されるよう保険給付の適正化に取り組んでいきます。

特に、ケアプランの点検については、適正化システムにより問題の可能性があるプランを抽出して、介護支援専門員の資格を持つ専門職員が、書面での点検に加え、場合によっては事業所への訪問による点検等を組み合わせるなど、より効果的な点検を実施します。

#### 【令和 5 年度までの見込量】

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
ケアプランの点検実施件数 (件)	150	150	150

#### ④ 多職種によるケアプラン検証

##### 現状

平成 30 年 10 月から、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、居宅介護サービス計画（ケアプラン）に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護における生活援助中心型サービスを位置づける場合に、市町村への届出が義務付けられ、多職種によるケアプランの検証を行うことになりました。

本市においても、理学療法士や保健師等の多職種による自立に向けたケアプランに係る議論を行い、必要に応じて、担当ケアマネジャーに内容の再検討を促しています。

#### 【事業実績】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
多職種による検証件数 (件)	9	11	11

##### 施策の方向

引き続き、多職種によるケアプラン検証を行い、利用者の自立支援にとってより良いサービスとなるよう努めます。

#### 【令和 5 年度までの見込量】

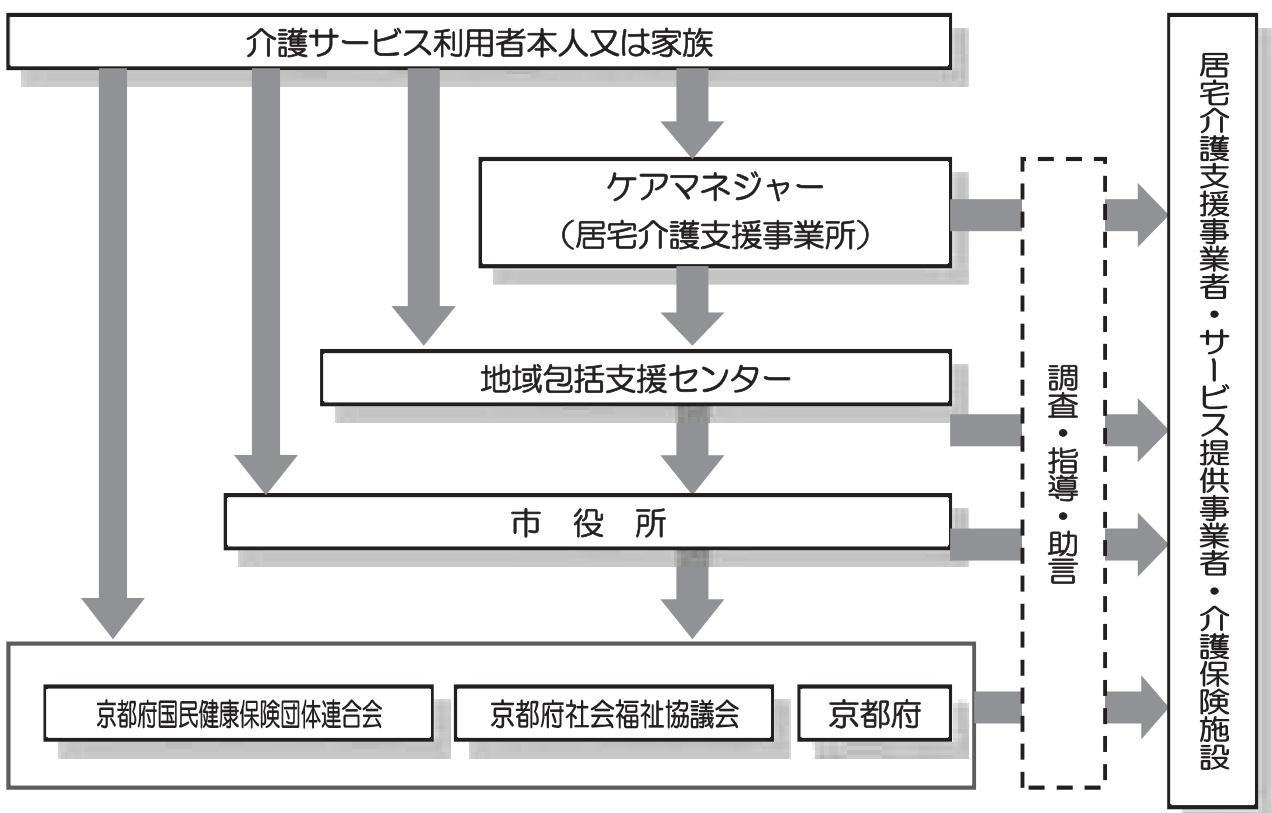
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
多職種による検証件数 (件)	11	11	11

## ⑤ 介護サービス相談・苦情対応

### 現状

介護サービスにおける相談等については、地域包括支援センターをはじめ、サービス提供事業者、居宅介護支援事業者、市役所、京都府、京都府社会福祉協議会、京都府国民健康保険団体連合会など、それぞれの役割に応じて相談・苦情受付窓口が設けられており、それぞれが連携し重層的に対処する体制が構築されています。不満や苦情があっても実際に申し出ることはなかなか難しいため、気軽に相談や苦情を申し出ることができるような仕組みが望まれます。

#### 【相談・苦情対応体制】



### 施策の方向

それぞれの相談窓口を広く周知するとともに、利用者の声を拾い上げ、充分な連携を図りながら適切な対応ができるよう体制づくりに努めます。

## (4) 家族介護等への支援

### ① 相談支援体制の充実・認知症介護家族のつどい

#### 現状

認知症高齢者が在宅で生活を継続するには、介護サービス利用による本人・家族への支援のみならず、介護者の身体的・精神的負担の軽減が不可欠です。

このため、本市では、認知症高齢者を介護する家族の相談やストレス解消の場として「認知症介護家族のつどい」を開催しています。介護に直面している家族同士でしかわからない悩みや思いを共有し、介護負担の軽減を図っています。

#### 【事業実績】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
開催回数 (回)	12	11	11
実人数 (人)	33	29	21
参加者数 (人)	97	72	60

#### 施策の方向

引き続き、介護者同士が気軽に集まれる場の提供を行っていきます。近年、育児と介護、配偶者と親など複数の介護を行うダブルケアを余儀なくされる家族も少なくありません。子ども総合相談センターなどの子どもに関する機関や労働部門と連携し、地域包括支援センターの相談窓口の周知を行うなど、相談体制の充実に努めます。

#### 【令和 5 年度までの利用見込量】

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
開催回数 (回)	12	12	12
実人数 (人)	30	35	40
参加者数 (人)	60	65	70

### ② 介護用品支給事業

#### 現状

在宅で要介護者を介護している家族の経済的負担を軽減するため、紙おむつ等の介護用品が購入できるチケットを年 2 回支給しています。

### 【事業実績】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
チケット支給冊数 (冊)	370	292	294
支給実人数 (人)	237	235	200

#### 施策の方向

介護者の経済的負担を軽減できるよう、引き続き介護用品の支給を行い、在宅で介護されている家族を支援します。

### 【令和 5 年度までの利用見込量】

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
チケット支給冊数 (冊)	300	300	300
支給実人数 (人)	200	200	200

## 6. 介護サービスを担う人材の確保

### (1) 介護福祉専門学校による介護人材確保

#### ① 学校・事業所等との連携

##### 現状

高齢化の進展により、介護サービスを利用される高齢者は増加しており、全国的にも、団塊の世代が 75 歳に到達する令和 7 (2025) 年には、在宅サービスを現在より充実することなどで、介護人材が 250 万人程度必要と推計されています。（平成 30 年度介護人材推計値 195 万人）

本市においても、特に入所施設を開設している社会福祉法人等は、人材不足が常態化しており介護人材の確保は喫緊の課題となっています。

そのような中、平成 27 年度に介護福祉専門学校を誘致し、介護人材の養成を進めています。

### 【事業実績】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
市内介護福祉専門学校入学者 (人)	22	23	15

## 施策の方向

京都府、福知山市、宮津市と連携し、介護福祉人材を地元である京都北部地域で養成し、質の高い介護サービスを提供できる仕組みを構築する「京都北部福祉人材養成システム」の取組を推進します。

また、市内介護福祉専門学校に多くの生徒が入学し、市内の介護事業所への就職につながるよう、近隣所在の高等学校の進路指導関係者と緊密に連携していきます。

更に、不足する介護人材の確保については日本人のみならず外国人もその担い手と捉え、積極的に人材育成を進める必要があるため、新たに外国人留学生を対象とした生活費支援制度を創出し、外国人留学生をはじめとした更なる学生の確保を図ります。

介護福祉専門学校と市内介護事業所の介護職員との交流を深めることや、市内介護老人福祉施設等を実習場所に提供するなどにより、卒業後の就職につながるよう連携を支援します。

### 【令和5年度までの利用見込量】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市内介護福祉専門学校入学者（人）	40	40	40

※ 定員 1学年 40名

## (2)働きやすい環境整備による介護人材確保

### ① 介護福祉士育成修学資金貸与

#### 現状

介護事業所に勤務する人材の確保及び育成に資するため、介護福祉士として介護等の業務に従事しようとする者に対し養成施設等の修学に要する資金を貸与しています。  
(資格取得後、市内介護事業所に3年間勤務した場合は返還免除)

### 【事業実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
貸与実人数（人）	20	7	10
うち市外貸与人数（人）	5	2	2

### 施策の方向

修学資金貸与制度が有効に活用され、多くの人材が市内介護事業所において確保できるよう、市内介護福祉専門学校と一層連携し、近隣市町所在の高等学校等への働き掛けを強化するとともに、京都府福祉人材・研修センターと連携し事業の周知に努めます。

#### 【令和5年度までの利用見込量】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
貸与実人数 (人)	30	30	30
うち市外貸与人数 (人)	5	5	5

### ② 働きやすい職場環境の整備促進

#### 施策の方向

介護の現場で働く職員が長く働き続けることができるよう、人材不足の時代に即した介護現場の革新及び生産性の向上を図り、本来業務に注力できる環境づくりが重要です。

介護の質は維持しながら介護職員の身体的・精神的負担を軽減し、効率的に業務に就くことができるよう、京都府等と連携し、介護ロボットやＩＣＴ機器の活用を促進します。

### (3) 介護人材の資質向上

#### ① 介護人材研修等の仕組みづくり

##### 現状

介護職員等が不足する中、ますます人材確保が厳しくなっています。そのため、市内事業所からは、「日常業務に追われ、人材育成に取り組む時間の確保が難しい」、「部下を育てることのできる管理者やリーダーの数が少ない」などの声が上がっており、本市としても早急な対応が求められています。

しかしながら、京都府では、京都市内で行われる研修がほとんどであり、北部地域の介護職員等にとって、業務を行いながらの参加は難しいものがあります。

このような中、京都府との協議を重ね、令和2年度から、まずは京都府主任介護支援専門員研修の本市での開催を誘致できたところです。

### 施策の方向

介護職員等のスキルアップを図る上で、研修機会の提供や研修内容の充実は重要です。引き続き、京都府や関係機関等と連携し、他地域と比べ北部地域においても遜色なく人材育成ができるよう、新たな研修の仕組みづくりに努めます。

## ② 介護福祉士資格取得講習等受講料助成金・介護職員初任者研修受講料助成金

### 現状

介護サービス従事者が、自己研鑽することにより介護サービスの質が更に向かし、またキャリアアップにより待遇改善や離職防止につながるよう介護福祉士になるための資格取得講習や介護職員初任者研修の受講料の助成を行っています。

### 【事業実績】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
介護福祉士資格取得講習等受講料助成(人)	16	26	15
介護職員初任者研修受講料助成 (人)	16	19	15

### 施策の方向

より多くの人が制度を活用できるよう、制度の周知に努めます。

### 【令和 5 年度までの利用見込量】

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
介護福祉士資格取得講習等受講料助成 (人)	40	40	40
介護職員初任者研修受講料助成 (人)	20	20	20

## 7. 介護事業所等における災害及び感染症対策

### (1) 災害時に係る体制整備

#### ① 災害時に係る体制整備

### 現状

近年、全国各地で頻発する自然災害は、台風の襲来だけでなく、激しい豪雨や高潮、地震による風水害や土砂崩れにより甚大な被害となる災害が発生しています。特に本市においては、平成 16 年の台風 23 号や平成 25 年の台風 18 号による浸水被害は記憶に新しいところです。

介護福祉施設等においては、常日頃から、防災に対する備えのため、消防等と連携し、避難訓練等を実施されています。

また、平成 29 年 6 月に水防法等が改正され、洪水及び土砂災害のリスクが高い区域にある要配慮者利用施設の管理者は、これまで努力義務であった「避難確保計画」の作成や避難訓練の実施が義務付けられました。

#### 施策の方向

舞鶴市防災会議が作成する舞鶴市地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設において義務化された避難確保計画の作成について、消防や防災担当課と連携し、計画策定の支援及び内容確認を行います。

## (2) 感染症対策に係る体制整備

### ① 感染症対策に係る体制整備

#### 現状

高齢者等にとって、感染症の流行はその生命の危機にさらされることに直結します。これまでから、介護福祉施設等では、インフルエンザの流行時期等において、最新の注意を払って対応されていましたが、令和 2 年から全世界的に流行している新型コロナウイルス感染症への対応に関しても、国や京都府等の関係機関と連携し、徹底した感染拡大防止に努められています。

#### 施策の方向

感染症の拡大防止対策については、国や京都府等の関係機関との連携・協力の下、日頃から高齢者等へ手洗いや消毒等の日常生活で行うことのできる感染症対策の啓発・情報発信や必要な物資の支援に努めます。

また、万が一感染症が発生した場合は、国や京都府等の関係機関と連携し、高齢者等への感染症のまん延予防に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症発症の場合においては、介護サービスの提供が停止しないよう、令和 2 年 10 月に京都府や京都府老人福祉協議会等関係団体で締結された介護職員の派遣に関する協定に基づき、職員派遣等の調整・支援に努めます。